倉敷市告示第550号

倉敷市米粉商品開発支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年8月30日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

倉敷市米粉商品開発支援補助金交付要綱

(目的等)

- 第1条 この要綱は、小麦粉に代わるものとして、県内産米粉を使用した新商品の開発を行う 中小企業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、米粉の消費の拡大を図 り、もって地域産業の振興に寄与することを目的とする。
- 2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号)に 定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「県内産米粉」とは、岡山県内で収穫された米を細かく砕いて粉状 にしたものをいう。
- 2 この要綱において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者で あって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 市内に住所及び事業所を有する個人
 - イ 市内に主たる事業所を有する会社
 - (2) 市内に事業所を有する法人その他の団体であって、障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第14項に規定する就 労継続支援を行うもの

(交付対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(第4条において「交付対象者」という。)は、小麦粉 を原材料とする商品を製造する中小企業者等とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 同一の事業に対して、本市又は他の団体から別の補助金の交付を受ける者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連 特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (4) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する者
- (5) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者 (補助対象事業)
- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、交付対象者が 小麦粉の代替として県内産米粉を使用した新商品(現に製造している商品に含まれる小麦粉 の重量の20パーセント以上を県内産米粉に替えた商品をいう。以下この条において「新商 品」という。)を開発する事業(市長が補助対象事業の成果を公表し、米粉の普及を図るた めに開催する販売会への新商品に係る試作品の提供を含む。)であって、当該販売会の日ま でに完了するものとする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業 の実施に必要な経費のうち、原材料費及び消耗品費(いずれも消費税及び地方消費税を除く。
 -)とする。ただし、消耗品費の額は、原材料費の額に4分の1を乗じて得た額を限度とする。 (補助金の額等)
- 第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額(1,000円未満の端数があるときは、当該 端数を切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。
- 2 この要綱による補助金の交付は、一の中小企業者等につき1回限りとする。 (交付申請)
- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める

期日までに、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 所定の事業計画書
- (2) 所定の使用原材料及び消耗品に係る経費一覧
- (3) 現在販売している商品一覧
- (4) 住民票の写し(発行日から3月以内のものに限る。) (申請者が第2条第2項第1号 アに規定する中小企業者である場合に限る。)
- (5) 履歴事項全部証明書(発行日から3月以内のものに限る。) (申請者が第2条第2項 第1号アに規定する中小企業者以外である場合に限る。)
- (6) 市税の滞納がないことを証する書類(発行日から3月以内のものに限る。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助対象事業の着手時期)

- 第8条 補助対象事業の着手時期は、次条の規定による交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、市長において補助対象事業の性質その他の事情によりやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、所定の事前 着手理由書を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

- 第9条 市長は、第7条の交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と 認めるときは、所定の決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による決定に当たり、必要な条件を付すことができる。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、所定の通知書により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の内容の変更)

- 第10条 前条第1項の補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、 補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長 に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な内容変更であると市長が認め る場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付し、又は前条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、 所定の中止(廃止)承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに所定の遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象経費の支払が完了した日のいずれか遅い日から起算して30日を経過した日又は3月10日(閉庁日の場合は、その日後において最も近い開庁日)のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 所定の収支決算書
 - (2) 領収書その他の補助対象経費の支払及び内訳を証する書類の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

- 第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決 定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、 補助事業者に対し、所定の確定通知書により通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、所定の請求書を市長に提出するものとし、 市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 正当な理由なく、第9条第2項又は第10条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

(協力及び情報の公表)

- 第16条 補助事業者は、市長が補助対象事業の成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力するものとする。
- 2 市長は、補助事業者の氏名又は名称並びに補助対象事業の取組内容及び成果について、補助事業者の協力を得て、地域産業振興策の実例として公表することができる。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。